

町職員の人事異動

町職員の4月1日付人事異動の発令について、お知らせします。(かつこ書きは異動前)

- ▼住民福祉課主幹兼国民年金係長 兼住民係長 小貫孝 (住民福祉課主幹兼国民年金係長)
- ▼建設課主幹兼管理係長 山下志伸 (総務課管財係長)
- ▼住民福祉課福祉係長 福原明美 (住民福祉課住民係長)
- ▼健康推進課健康づくり対策係長 亀山亨 (健康推進課健康づくり対策係長兼介護支援係長)
- ▼健康推進課介護支援係長 広橋佐江子 (住民福祉課福祉係長)
- ▼産業経済課付主査 小寺直和 (産業経済課農政係主査)
- ▼総務課付 園家卓哉 (総務課まちづくり推進係)
- ▼健康推進課介護支援係 丸田裕希代 (健康推進課介護支援係兼健康づくり対策係)
- 新規採用
- ▼総務課まちづくり推進係 山崎友資
- ▼総務課付 北野亮之
- ▼総務課付 米田純希
- ▼健康推進課健康づくり対策係 村上早苗
- ▼健康推進課健康づくり対策係 黒萩萌歩
- ▼羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署 山口順平
- 退職
- ▼上島英典 (建設課主幹兼管理係長)
- ▼小山秀夫 (総務課雪秩父管理係兼事業係主査)
- ▼吉田さつき (健康推進課地域包括支援センター係兼健康づくり対策係)

※職員機構図は、広報紙らんこし5月号に掲載します。

新任保健師さん

村上 早苗 保健師

4月から保健師として勤務させていただきます。町民お方のお役に立てるように頑張ります。



新任栄養士さん

黒萩 萌歩 栄養士

4月から栄養士として勤務させていただきます。町民の方の健康づくりのために、食事の面からサポートしていきます。



東日本大震災義援金募集のお知らせ

3月11日に発生した東日本大震災に見舞われ亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

蘭越町では、義援金 300 万円を、日本赤十字社北海道支部を通じて、送金しました。

被災された多くの方々は、現在も厳しい避難生活を強いられています。皆さんの温かいご支援をお願いします。

■義援金の受付窓口

義援金を持参される場合は、役場、役場各出張所、町民センター、ふれあいプラザ21の窓口へお寄せください。集まった募金は、日本赤十字社蘭越町分区・蘭越町共同募金委員会を通じ被災地へ送られます。

■お問合せ 住民福祉課福祉係 ☎ 57 - 5111 内線 234



新任 AET (外国語指導講師)

エリザベス・マイ・クオートさん

4月からAETとして勤務します。蘭越は、雪が多くクリスマスみたいで、とても好きです。よろしくお願ひします。



ご寄附ありがとうございます
社会福祉協議会へ金一封

字湯里 高山サチ子さん

還暦を祝う会実行委員会

代表 志比川 武さん

蘭越町 青沼 弘子さん

御成健寿会

ゲートボールクラブさん

字豊国 石橋 世子さん

役場庁舎・町民センター・

保健福祉センターへ(鑑賞用)

字吉国 下田 文子さん

ツツジ 8鉢

アザレア 2鉢

君子蘭 2鉢

花一会へ

字御成 岩野 仁一さん

五月人形 1体

お済みですか？ 児童への手当の申請

児童を養育している方には、児童の状況によって各種手当が支給されるのをご存じですか。該当する方は申請が必要です。現在既に受給している方も、住所や氏名等に変更があった場合は届出が必要です。

手 当 名	手当月額 (申請の翌月から支給)	支給対象児童 (各手当とも対象児童の養育者に支給されます)
子ども手当	◆ 1人につき13,000円 年3回支給(2月・6月・10月)	中学校修了前の児童 ※平成23年10月以降の子ども手当については、手当月額や支給要件が変更となる場合があります。
児童扶養手当	◆ 児童1人の場合 9,810円～41,550円 (受給者の所得により変動します) ◆ 2人の場合 5,000円加算 ◆ 3人目以降1人につき 3,000円加算 年3回支給(4月、8月、12月)	18歳(中度以上の障害のある児童(特別児童扶養手当受給対象児童)は20歳)未満の、次のいずれかに該当する児童 ● 死亡(生死不明を含む)・離婚などで父または母がいない ● 父または母に就労できない程度の重度の障害がある ● 父または母が法令により1年以上拘禁されている ● 父または母に1年以上遺棄されている ● 母が婚姻によらないで出産した ※施設入所児童、公的年金受給者(保護者または児童)は該当になりません。
特別児童扶養手当	◆ 1級(重度の障害) 1人につき50,550円 ◆ 2級(中度の障害) 1人につき33,670円 年3回支給(4月、8月、11月)	20歳未満の、次のいずれかに該当する児童 ● 重度及び中度の知的障害を有する(療育手帳所持) ● 重度及び中度の身体障害を有する(身障者手帳1～4級程度) ● 上記と同程度の内部障害、精神障害を有する ※施設入所児童、障害年金受給児童は該当になりません。
障害児福祉手当	1人につき14,330円 年4回支給 (2月、5月、8月、11月)	20歳未満の、次のいずれかに該当する児童 ● 重度の知的障害を有する(療育手帳A判定) ● 重度の身体障害を有する(身障者手帳1～2級程度) ● 上記と同程度の内部障害、精神障害を有する ※施設入所児童、障害年金受給児童は該当になりません。

※子ども手当に所得制限はありません。

※児童扶養、特別児童扶養、障害児福祉の各手当は、対象児童の保護者および世帯の状況により所得限度額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 住民福祉課福祉係 (電話57-5111内線234)

